

## 奈良県次世代航空モビリティ活用推進検討会議設置要綱（案）

## （目的）

第1条 奈良県における次世代航空モビリティの社会実装を念頭に、多様なステークホルダーと将来的な事業化に向けた検討を行うため、奈良県次世代航空モビリティ活用推進検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

## （協議事項）

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項の課題や取組等について連絡、協議、調整等を行う。

- (1) 次世代航空モビリティの活用用途・運航・離発着場に関すること
- (2) 交通結節性に関すること
- (3) 産業振興に関すること
- (4) 社会受容性に関すること
- (5) その他必要な事項に関すること

## （組織）

第3条 検討会議は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

## （会議）

第4条 検討会議は、事務局が招集する。

- 2 構成員が都合により検討会議を欠席する場合は、代理人の出席を認め、当該代理人の出席をもって当該構成員の出席とみなす。
- 3 事務局が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 検討会議は非公開とし、検討会議実施後に参加者と調整の上、実施概要及び参画企業を公表するものとする。

## （事務局）

第5条 検討会議の事務を処理させるため、検討会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、奈良県県土マネジメント部リニア・地域交通課が務め、検討会議の事務を処理する。

## （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年7月 日 から施行する。

別表（第3条関係）

構成員

| 区分           | 所 属                    |
|--------------|------------------------|
| 運航事業者        | ANA ホールディングス株式会社       |
|              | 日本航空株式会社               |
|              | 株式会社 Soracle           |
|              | 丸紅株式会社                 |
|              | 株式会社 AirX              |
|              | エアロトヨタ株式会社             |
|              | アカギヘリコプター株式会社          |
| 機体メーカー       | 株式会社 SkyDrive          |
| パーティポート運営事業者 | 兼松株式会社                 |
|              | オリックス株式会社              |
| 地元関連企業       | 近鉄グループホールディングス株式会社     |
|              | 株式会社 JR 西日本イノベーションズ    |
|              | 西日本旅客鉄道株式会社            |
|              | 阪奈支社                   |
|              | 奈良交通株式会社               |
|              | 一般社団法人奈良県タクシー協会        |
|              | 奈良県商工会議所連合会            |
|              | 奈良県商工会連合会              |
| 行政           | 奈良県 知事公室 防災統括室         |
|              | 奈良県 産業部 産業創造課          |
|              | 奈良県 観光局 観光力創造課         |
|              | 奈良県 県土マネジメント部リニア・地域交通課 |

オブザーバー

| 区分 | 所 属                   |
|----|-----------------------|
| 行政 | 近畿経済産業局 産業部 製造産業課     |
|    | 大阪府 商工労働部成長産業振興室産業創造課 |

事務局

奈良県 県土マネジメント部 リニア・地域交通課